

2018 年度（平成 30 年度）における実施結果について

1. 対象案件について

2018 年 8 月 31 日に開催された第 1 回全体会議で選定された、東南アジアにおける

- (1) 水資源に関する流域マスタープラン
- (2) 既設ダムの改築

の各案件について、同年 9 月から翌 2019 年 2 月まで、水資源機構と国土交通省の調査団が現地調査を実施し、案件形成に向けての検討を行った。

2018 年度の到達点は次のとおりである。

- (1) 水資源に関する流域マスタープラン

現地調査を 4 回実施し、水資源開発施設の管理状況や既往の洪水被害実績等を確認するとともに、相手国政府や関係機関の意向確認等を行うことで、対象流域における統合水資源管理マスタープランについて、治水、利水の観点から検討した。

対象流域の統合水資源管理マスタープラン策定後に想定されるプロジェクトとして、施設の整備・運用等の分野で我が国事業者の参入可能性がある事業が見込まれることから、次年度においても、日本側として引き続き案件化に向けた支援を進めることとしたい。

- (2) 既設ダムの改築

現地調査を 3 回実施し、既設ダムの管理状況等を確認するとともに、相手国政府や関係機関の意向確認等を行った。

対象ダム堤体改築に向けた調査・検討の結果、相手国による補強・補修での対応が可能であり、日本技術の適用の可能性のある事業につながる可能性が低いと判断した。

2. 海外展開に関する現状把握と課題整理に向けて

我が国事業者の海外展開を促進するために重要となる、水資源分野における日本の技術情報について検討を開始した。

以上